

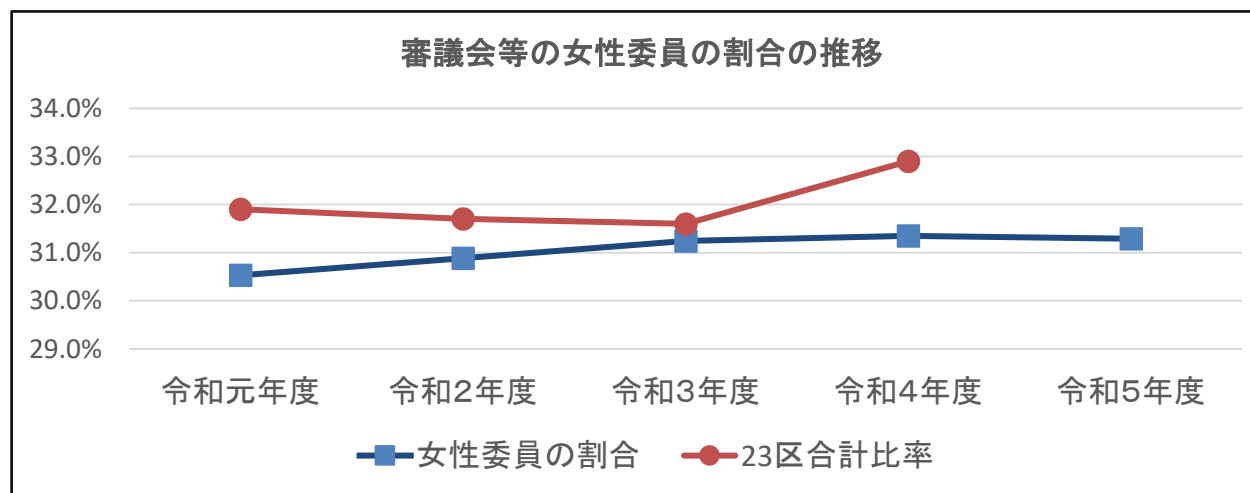
資料3-2

審議会等の女性委員の割合の推移

令和5年4月1日現在

	令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	行政委員会	附属機関	その他審議会	合計	行政委員会	附属機関	その他審議会	合計	行政委員会	附属機関	その他審議会	合計	行政委員会	附属機関	その他審議会	合計	行政委員会	附属機関	その他審議会	合計
全委員会等数	3	35	39	77	3	35	41	79	3	34	40	77	3	34	43	80	3	33	49	85
全委員数(人)	12	517	696	1,225	12	517	711	1,240	12	483	702	1,197	12	481	700	1,193	11	464	749	1,224
女性委員数(人)	4	135	235	374	3	138	242	383	3	131	240	374	3	133	238	374	3	127	253	383
女性委員の割合	33.3%	26.1%	33.8%	30.5%	25.0%	26.7%	34.0%	30.9%	25.0%	27.1%	34.2%	31.2%	25.0%	27.7%	34.0%	31.3%	27.3%	27.4%	33.8%	31.3%
23区合計比率	20.1%	28.6%	35.2%	31.9%	19.2%	28.8%	34.5%	31.7%	20.4%	29.3%	34.0%	31.6%	21.1%	30.0%	35.2%	32.5%	未算出			

目標:40%以上60%以下



行政委員会: 地方自治法第180条の5で規定されているもの。教育委員会・選挙管理委員会等

附属機関: 地方自治法第202条の3で規定されているもの。建築審査会・保健所運営協議会等

その他の審議会: 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されているもの。男女平等推進区民会議・千代田区消費生活連絡協議会等